

## 千歳市観光振興プラン策定懇話会設置要綱

### （設置）

第1条 千歳市観光振興プラン（以下「観光プラン」という。）の策定に当たり、観光振興に関する目標、基本方針、施策等について幅広い視点から討議を行い、観光プランを策定することを目的に、千歳市観光振興プラン策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 懇話会は、千歳市における観光の現状を把握し、観光振興の目的及び方針等を検討し、観光プランの内容について協議する。

### （組織）

第3条 懇話会は、委員20人以内をもって組織する。

### （委員等）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

(1) 観光に関する事業者、団体又は必要と認める者

(2) 学識経験を有する者

(3) 公募市民

(4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、依頼日から令和8年3月31日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合は、補充することができる。

3 委員に対する報酬は、支給しない。

### （会長及び副会長）

第5条 懇話会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、その座長となる。

2 会長の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聴き取ることができる。

4 懇話会の会議は公開とする。ただし、懇話会の決定があったときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、観光スポーツ部において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営等に関し必要な事項があるときは、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。